

## 奈良県告示第四百二十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可申請があつたので、同条第二項において準用する法第十五条第四項の規定により告示し、関係書類を公衆の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

名称 西吉野開発株式会社

所在地 五條市西吉野町夜中三九一番地の二

代表者の氏名 代表取締役 吉田雅亮

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

五條市西吉野町奥谷一二五五番地ほか十三筆

三 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。）及びがれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

五 申請年月日

平成二十六年三月二十日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所

奈良市登大路町三〇番地

奈良県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課産業廃棄物第一係（奈良県庁主棟二階）

桜井市粟殿一〇〇〇

奈良県景観・環境総合センター（奈良県桜井総合庁舎北棟二階）

2 縦覧期間

平成二十六年三月二十八日（金）から同年四月二十八日（月）まで（日曜日及び

七 意見書の提出  
土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条第六項の規定により意見書を提出することができません。

1 提出期限

平成二十六年五月十三日(火) (郵送による場合は、期限内に到着したもののみ有効とする。)

2 提出先

〒六三〇―八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課産業廃棄物第一係(奈良県庁主棟

二階)

3 提出の際の注意事項

(一) 意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 意見の理由

(3) 提出者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所  
の所在地及び代表者の氏名)

(4) 意見書の提出の対象である申請書の名称(「西吉野開発株式会社に係る産業  
廃棄物処理施設変更許可申請書」と記載すること。)

(二) 意見書は、日本語により記載し、書面で提出すること。